

事務連絡
令和元年8月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関におけるBacillus cereusの院内感染事例について

医療機関における院内感染対策については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の改正について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところです。

今般、国立感染症研究所より、Bacillus cereusの院内感染事例の発生が報告されました。

こうした事例を踏まえ、今後、各医療機関においてBacillus cereusに係る院内感染対策の推進が図られるよう、必要に応じて管下の医療機関に対し本事例を周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課 継松

TEL：03-5253-1111（2559）

FAX：03-3503-8562